

内部統制方針

策 定 2024（令和6）年 4月 1日

東北電気保安協会は、業務の適正を確保するための体制を以下の基本方針に基づき整備し、内部統制の確保と適切な体制の運用及び必要な改善に努める。

1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事会は、通常理事会として年2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催し、予め定めた規程に則り、経営上の重要な事項について審議・決定する。また、理事の職務執行を監督する為、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況の報告を受ける。
- (2) 理事が法令と定款を遵守し、常に社会的倫理を尊重した行動をとれるよう、規範となる指針及び関連規程を定め、理事及び従業員に周知・徹底し、法令、定款及び社会規範等を遵守する。
- (3) 企業倫理の推進に資することを目的とする委員会を設置するとともに、同委員会を推進主体として誠実かつ公正な事業活動を展開する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書については、内部規程に基づき適正に保存・管理する。
- (2) 職務執行に係る情報については、情報セキュリティに関する法令及び内部規程に基づき必要に応じたセキュリティの確保を図る。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを総括的に管理し、損失の危険の発生を未然に防止する。また、万一損失の危険が発生した場合でも、適切な対応によって損失の極小化を図る。
- (2) 自然災害等の不測の事態が発生した場合に、これに迅速・的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施する。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事長は、業務の執行が効率的に行われるように、事業計画書及び予算を策定し、理事会の承認を得る。実績については適宜、把握、管理する。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 従業員が法令と定款を遵守し、常に社会的倫理を尊重した行動をとれるよう、規範となる指針及び関連規程を定め、従業員に周知・徹底し、法令、定款及び社会規範等を遵守する。

- (2) 監事は、企業倫理推進に係る体制や内部通報に関わるシステムに問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策を講じるよう求めることができるものとする。
- (3) 業務運営の適法性と適正性を確保するとともに、経営効率の向上を図るため、業務執行に対し中立性を有する内部監査部門を設置し、本部各部門・事業本部・事業所における法令等の遵守や業務執行の状況等について内部監査を実施する。
- 6 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監事監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、理事から独立した組織を設け、監事スタッフを配置する。
- 7 前項の使用人の理事からの独立性に関する事項
監事スタッフは監事の業務指示・命令を受け、監事はその人事について必要に応じ協議を行う。
- 8 監事の第6項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監事スタッフに対する指揮命令権限は、監事に帰属するものとする。また、監事スタッフは専任で配置し、他の部門との兼務は行わない。
- 9 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
理事及び従業員は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告する。
- 10 前項の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
前項の報告をした者が監事へ報告を行ったことを理由として不利な扱いを受けない体制を確保する。
- 11 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監事が監査業務に係る諸費用を請求した場合は、当該費用が監査業務に必要でないと認められた場合を除き、その費用又は債務を速やかに処理する。また、監査業務にかかる費用を支弁するため、一定額の予算を確保する。
- 12 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監事が重要会議への出席を要請した場合は、理事は監事の要請に応じるとともに、重要文書の閲覧、その他監査業務の執行に必要な調査及び費用の確保に協力する。